

改正案	現行
<p>（通信回線の電力）</p> <p>第三条 令第四条第二項ただし書に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>一 通信回線が、ラジオ放送を行うための有線電気通信設備（音声周波を使用するものに限る。）のものであつて、その電力が最大音量において五〇ワット（同一の支持物によつて支持される二以上の通信回線にあつては、電力の合計が最大音量において五〇ワット）以下であるとき。</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（通信回線の電力）</p> <p>第三条 令第四条第二項ただし書に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>一 通信回線が、音声周波を使用する有線ラジオ放送設備のものであつて、その電力が最大音量において五〇ワット（同一の支持物によつて支持される二以上の通信回線にあつては、電力の合計が最大音量において五〇ワット）以下であるとき。</p> <p>二・三 （同上）</p>